

板橋区環境マネジメントシステム構築事業者支援要綱

平成20年2月15日区長決定

平成20年12月5日改正

改正 令和3年3月26日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、環境先進都市として、板橋区内において事業者が環境マネジメントシステムの構築及び維持を推進するため、必要な支援事業を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、次の各項に掲げるところによる。

- 2 環境マネジメントシステム構築事業者(以下「事業者」という。) 環境マネジメントシステムを構築及び維持していることが次の各号に掲げるいずれかの認定、認証又は登録により認められ、その所在地が板橋区内にある事業所等の代表者をいう。
 - (1) 板橋エコアクション2008の認定
 - (2) ISO14001の認証
 - (3) エコアクション21の認証・登録
- 3 環境マネジメントシステム 事業者等の組織が、その活動から生じる環境への影響を自主的及び継続的に改善していくための経営方法又は仕組みをいう。
- 4 板橋エコアクション2008 エコライフスタイル確立・定着の板橋エコアクション2008要綱(平成20年12月5日区長決定)に定める諸制度(環境マネジメントシステムを含む。)をいう。
- 5 環境活動表示板 事業者の環境マネジメントシステムの活動の事実を外部に掲示する耐久性のある表示板をいう。

(財政的措置)

第3条 区長は、事業者に対して財政的措置を講じるものとする。

- 2 区長は、前項に基づく措置として、事業者が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に定める工場に該当する場合に、別に定めるところにより、東京都板橋区手数料条例(平成12年板橋区条例第10号)別表96の項に定める都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第82条第1項の規定に基づく工場変更認可申請に対する審査手数料を免除することができる。
- 3 前項の規定により手数料の免除を受けようとする者は、別記様式第1号により、区長に申請するものとする。ただし、前条第2項第2号又は第3号の事業者が財政支援措置を希望する場合においては、別記様式第1号に加えて、審査登録証(エコアクション21については認証・登録証)及び環境方針の写しを添えて提出しなければならない。

(環境活動表示板)

第4条 区長は、事業者が、外部に対して広報する場合の手段を共有化して、当該広報に関する効果を向上するための環境活動表示板を作成し、事業者の便を図るものとする。

- 2 環境活動表示板は、環境マネジメントシステムを構築し、継続的環境改善をしている旨が分かる内容とするものとする。
- 3 環境活動表示板の交付を受けようとする事業者は、様式第2号により、区長に申請するものとする。
- 4 区長は、事業者から前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認める場合に、当該事業者に環境活動表示板を交付するものとする。
- 5 前項の規定により環境活動表示板の交付を受けた事業者が、当該環境活動表示板を損傷又は遺失した場合であって、当該事業者が環境活動表示板の再交付を希望する場合には、その理由(遺失の場合は発見時の適切な取り扱い方法を含む。)及び再交付を希望する旨の記載がある書面をもって、区長に申請するものとする。

- 6 区長は、事業者から前項の規定による申請があった場合には、これを適当と認める場合には、環境活動表示板を再交付することができる。
- 7 遺失を理由として前項の規定による環境活動表示板の再交付を受けた事業者が、当該再交付を受けた後に、遺失した環境活動表示板を発見した場合は、いずれかの環境活動表示板を、区長に速やかに返却しなければならない。
- 8 第2条第2項に定める環境マネジメントシステムに該当しなくなった事業者は、環境活動表示板を、区長に速やかに返却しなければならない。

(表示の適正化)

第5条 区長は、事業者が不適正な使用を継続していることにより表示制度の信頼性が損なわれていると認める場合には、当該事業者に対し適正な使用を求めるものとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づくもののほか、環境活動表示板の表示と紛らわしい表示を使用している者及びその他関係者で建物等の管理に関する権原を有する者に対し、環境活動表示板の使用中止を求めるものとする。

(研修の支援等)

第6条 区長は、事業者に対しマネジメントの実務に有益な研修その他の必要な支援を行なう。

(申請部数)

第7条 第3条第3項並びに第4条第3項及び第6項に定める申請は、正副2部を提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は資源環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱の施行日は、エコライフスタイル確立・定着の板橋エコアクション2008要綱の施行日とし、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

工場変更認可申請手数料免除申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区 長

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

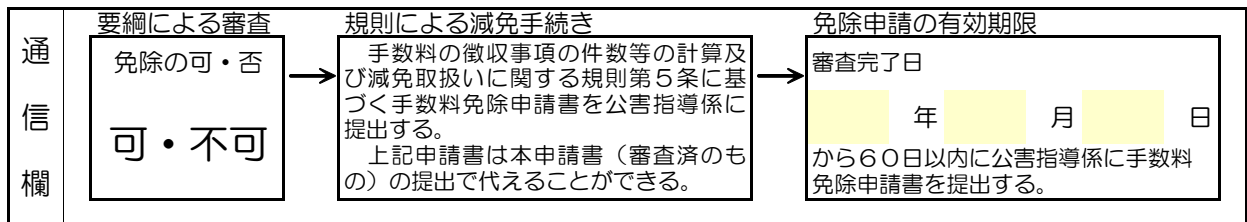
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める工場に該当するので、標記手数料の免除を板橋区環境マネジメントシステム構築事業者支援要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

組織・事業者名		
代表者		
所在地	東京都 板橋区	
環境マネジメントの種別及び添付資料 (該当するものに○)		板橋エコアクション2008の認定 (利用者コード: IEA2008-) (認定番号)
		ISO14001の登録事業者 登録証の写し ※申請日において有効期限内のもの。 環境方針の写し ※申請日において最新のもの。
		エコアクション21の認証・登録事業者 認証・登録証の写し ※申請日において有効期限内のもの。 環境方針の写し ※申請日において最新のもの。
連絡先	氏名	
	電話番号	

備考

- 受付欄及び通信欄には記入しないこと。
- 申請書に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番(A4判)とすること。
- 印刷して提出する場合は、かすれや水などによるにじみが生じないように配慮すること。
- 印刷して提出する場合は、白黒印刷又はカラー印刷のいずれでも良い。
- 添付資料(登録証等)は提出時点において最新のものとする。
- 登録証等は申請日において有効期限内であること。

受付欄



環境活動表示板交付申請書

年 月 日

(あて先) 板橋区長

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

板橋区環境マネジメントシステム構築事業者支援要綱第4条第3項の規定による環境活動表示板の交付を下記のとおり申請します。

組織・事業者名		
代表者		
所在地	東京都 板橋区	
環境マネジメントの種別及び添付資料 (該当するものに○)		板橋エコアクション2008の認定 (利用者コード: IEA2008-) (認定番号)
		ISO14001の登録事業者 登録証の写し ※申請日において有効期限内のもの。 環境方針の写し ※申請日において最新のものを。
		エコアクション21の認証・登録事業者 認証・登録証の写し ※申請日において有効期限内のもの。 環境方針の写し ※申請日において最新のものを。
連絡先	氏名	
	電話番号	

備考

- 受付欄及び通信欄には記入しないこと。
- 申請書に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番(A4判)とすること。
- 印刷して提出する場合は、かすれや水などによるにじみが生じないように配慮すること。
- 印刷して提出する場合は、白黒印刷又はカラー印刷のいずれでも良い。
- 添付資料(登録証等)は提出時点において最新のものとすること。
- 登録証等は申請日において有効期限内であること。

受付欄

通信欄	環境ISO推進係 交付の可・否	審査終了後 副本返却日(申請者) 年 月 日
	可・不可	環境活動表示板の交付 年 月 日